

サンレジデンス湘南入退所規程

サンレジデンス湘南入退所検討委員会

はじめに

サンレジデンス湘南では、施設がご利用者様と直接契約を結び施設サービスを提供する介護保険指定、介護老人福祉施設として運営しております。

入所の対象者は、要介護状態区分が要介護3から要介護5までの方のほか、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設への入所に限られます。

また、心身の状況や環境等から在宅で日常生活を営むことが出来ると認められる入所者に対する円滑な退所のための援助も特養の重要な役割となります。

入退所基準の客観性、公平性、入退所の決定過程の透明性を確保することから、「神奈川県特別養護老人ホーム入退所指針」を基本原則として、サンレジデンス湘南入退所検討委員会を設置します。

入退所規程

1 入退所に係る委員会（入退所検討委員会）

- (1) サンレジデンス湘南入退所に係る委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において、①入所希望者にかかる入所の決定、②入所者にかかる退所の検討等を行う。
- (2) 委員会に関する要綱を整備し、所掌事務、入退所基準、構成委員等を定める。
- (3) 委員は、施設長・生活相談員・介護職員（各階主任3名）・看護主任・施設介護支援専門員・居宅介護支援管理者・地域包括支援センター管理者等で構成し、第三者の立場として市の職員等の出席も考慮する。
- (4) 委員会は、施設長が招集し、原則として必要に応じ月1回以上開催する。
- (5) 委員会による入所判定対象者名簿の作成については、入所希望者のうち入所判定の対象となる者の名簿を作成し、「2 入所優先順位の基準」により優先順位を記載する。入所判定の対象となる者は、要介護3から要介護5までの要介護者と、特例入所の要件に該当すると判定した要介護1又は要介護2の要介護者とする。特例入所の要件は、「2（2）特例入所の要件の判定」により判定する。
- (6) 委員会による入所判定対象者名簿の管理として、要介護1又は要介護2の入所希望者ごとに、特例入所の要件に該当するかどうかを判定する。受付簿による入所の必要性の再確認にあわせて、入所判定対象者名簿に記載された要介護1又は要介護2の者について特例入所の要件の再確認を行い、心身の状態や環境の変化等により特例入所の要件に該当しなくなった者は入所判定対象者名簿から削除する。また、更新認定等により要介護3以上から要介護1又は要介護2への変更があった者については、特例入所の要件の判定を行い、要件に該当しない者は入所判定対象者名簿から削除する他、申込者から心身の状態や環境の変化等について申出があり、要介護1又は要介護2の者について改めて特例入所の要件の判定を行った結果、新たに特例入所の要件に該当すると判定した者は入所判定対象者名簿に追加し、特例入所の要件に該当しなくなった者は入所判定対象者名簿から削除する。なお、再確認等により特例入所の要件に該当しなくなった者や新たに特例入所の要件に該当すると判定した者についても、特例入所対象者報告書（様式3-1、2）に記載して、各保険者市町村に送付する。

- (7) 委員会は、「2 入所優先順位の基準」及び「4 退所基準」に基づいて合議により入所の決定及び退所の検討を行います。入所については、標準入所希望者調査票(様式2)により入所の必要性を評価して入所の優先順位を決定し、これに基づいて入所の決定を行う。なお、災害、事故その他のやむを得ない事由により委員会を開催することが困難な場合には、2の基準に基づいて施設長の判断により入所を決定する。
- (8) 委員会は、特例入所の要件に該当する入所希望者の入所の必要性を評価するに当たっては、当該入所希望者の保険者市町村に必ず意見を求めることとする。(様式4-1、2)
- (9) 守秘義務として、施設の職員及び委員会の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。
- (10) 説明責任者等の設置として施設は、入所希望者や家族等から入退所の決定等に関する説明を求められた場合に適切に対応できるよう、生活相談員を説明責任者とする。
- (11) 記録の作成及び保管として施設は、委員会を開催する都度、協議の経過、判断の理由、決定の内容等を記録し、5年間保存するとともに、市町村又は県から求めがあった場合には、これを提出するものとします。また、特例入所の要件の判定に係る記録及び保険者市町村の意見についても同様とする。

2 入所優先順位の基準

- (1) 委員会は、標準入所申込書(様式1)より、次の勘案項目について、それぞれ別表①により点数化し、合計点数が高い順に入所の優先順位を決定する。

(勘案項目)

- ① 要介護度
- ② 家族等の状況
- ③ 特記事項

認知症状による顕著な問題行動、地域性、入所待機期間等において、特に施設入所を考慮すべき状況が認められる場合は、委員会の判断により勘案する。なお、①～③の合計点数が同じ者については、年齢を重視し、年齢の高い順に優先順位を決定する。

- (2) 特例入所の要件の判定

特例入所は、入所希望者について、その心身の状況、その置かれている環境、その他

の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められること。要介護1又は要介護2の入所希望者ごとに、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、考慮事項を考慮し、特列入所の要件に該当するかどうか判定する。

考慮事項

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ③家族等の深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(3) 特別な事由による優先入所

勘案項目により決定した優先順位にかかわらず、次の場合には、委員会の判断により優先入所を決定する。

①市町村より入所依頼があった場合

市町村から、老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所の依頼があった場合、又は家庭等における虐待、事故の発生等の事情により市町村が緊急性を認め、入所依頼があった場合は優先することができる。

②長期入院後により

入所者が入院治療の必要が生じて病院に入院し、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに認められるときは、退院後に円滑に入所できるように計画的にベッドを確保するとともに、入院が3ヶ月を越えた場合についても、在宅生活が困難と認められるなど、状況に応じて再入所を優先することができる。

③緊急性が認められる場合

入所希望者や介護者の心身の状況が急に悪化するなど、直ちに施設入所を必要とすると認められる場合は優先する。

④退所後に再入所する場合

入所者が退所後に、心身の状況が悪化し、退所前と変わらない状況であると認められる場合は、再入所を優先させることができる。

(4) 施設の状況による入所決定の調整

委員会は、原則として(1)で決定した優先順位に基づき入所を決定しますが、適切な施設サービスの提供を確保するため、次のとおり入所者の決定を調整する。なお、調整を

行う場合には、調整が必要な理由及び調整の内容を記録する。

①性別・認知症等の症状

多床室で男女混合となることを避けたり、入所者の障害や症状等の態様に応じたサービス提供を行うなどの目的で、性別や認知症等の症状などに応じて、入所者の決定の調整を行う。

②医療ニーズ

胃ろうによる栄養管理、たんの吸引等の医療的処置が必要な場合は、看護職員の勤務体制や設備の状況に応じて、入所者の決定を調整する。

③在宅・入所相互利用

在宅生活を継続する観点から複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて計画的な施設利用を行う在宅・入所相互利用(ホームシェアリング)を行おうとする場合に、定期的・継続的な入所を実施する観点から、入所者の決定を調整する。

(5)入所辞退の取扱い

入所希望者の都合により入所辞退があった場合は、一時的に入所決定を繰り下げる扱いとし、その順位付けについては、辞退の理由等を考慮して判断する。

3 その他

①保険者市町村への報告は、特例入所の要件に該当すると判定した入所希望者について、月ごと、保険者市町村ごとに特例入所対象者報告書(様式3)を作成して、各保険者市町村に送付する。

②特例入所対象者報告書には、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」の有無に係る施設における検討結果を記載した書面を添付する。

③保険者市町村への意見の求めについては、②の特例入所の要件の判定を行うに当たり、必要に応じて、特例入所の要件に該当すると考えられる入所希望者について、当該入所希望者の介護保険の保険者である市町村(特別区を含む。以下「保険者市町村」という。)に意見依頼書(様式4)を送付して意見を求める。特に必要がある場合に限り、特例入所の要件に該当しないと考えられる入所希望者について、保険者市町村に意見依頼書を送付して意見を求める。意見依頼書には、「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」の有無に係る施設における検討内容を記載した書面を添付する。これに対して、保険者市町村から意見の表明があった場合には、その内容を踏まえて特例入所の要件に該当するかを判定する。意見依頼書は、緊急の必要性がある場合を除き、保険者市町村ごとにとりまとめた上で毎月末までに送付する。

4 退所基準

(1)退所基準については原則、①～⑧とする。

- ①要介護認定において、自立若しくは要支援1又は要支援2と認定された場合。
- ②要介護認定において、要介護1又は要介護2と認定され、かつ特例入所の要件に該当しない場合。
- ③要介護1又は要介護2であって特例入所の要件に該当しなくなった場合。
- ④要介護状態等の改善が認められ、かつ次の要件を満たす場合。
- ⑤入所者及び家族等が退所を希望している場合。
- ⑥家庭等における介護環境及び地域における居宅サービスの提供体制等が、十分整っていると認められる場合。
- ⑦3ヶ月を超える長期にわたる入院加療が必要となった場合。
- ⑧感染力の強い感染症に罹患するなど、医学的管理の必要性が増大し、施設での介護や集団生活が困難と認められる場合。

※②及び③は平成27年3月31日までに入所した入所者には適用しないこととする。

(2)入所者の特例入所の要件については、更新認定等により要介護3以上から要介護1又は要介護2への変更があった入所者については、特例入所の要件の判定を行う。また、特例入所している入所者について、特例入所を必要とする事由が解消したと考えられる場合には、特例入所の要件の再確認を行い、特例入所の要件の判定は、2(2)、(3)に準じて行い、要介護3以上から要介護1又は要介護2へ変更があった入所者のうち新たに特例入所の要件に該当すると判定した者や再確認により特例入所の要件に該当しなくなった入所者については、特例入所対象者報告書(様式3-1)に記載して、各保険者市町村に送付する。

(3)退所に関しての留意事項として①～⑤を留意する。

①ADLや認知症等の各種調査

施設において、ADLや認知症等の各種調査を定期的を実施するとともに、その記録を適切に管理・保存することにより、入所者の心身の変化の状況を正確に把握すること。

②入所者や家族等の意向確認

入所者や家族等の意向を十分に尊重し、安易に施設側の理由により退所を促すことのないよう留意すること。

③退所の判断

入所者の心身の機能や健康状態の安定性を検証するとともに、退所後の在宅におけ

る介護力や介護環境、あるいは地域における居宅サービスの提供体制等を十分に確認すること。

④退所に向けた支援

円滑な退所に向けて、事前に介護者に対して必要な介護技術の指導を行うとともに、入所者及び介護者等への精神的ケアを行います。また、退所者がケアハウス(軽費老人ホーム)や認知症高齢者グループホーム等への入居を希望する場合は、施設の選定や経済的負担等に関する適切な助言を行うこと。

⑤退所後の支援

退所に際しては、入所者又は家族等の同意を得た上で、居住地の地域包括支援センター等に必要な情報提供を行うとともに、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めることにより、退所者に対する適切なフォローを行うこと。

*この入退所規程は、修正の必要が生じた場合は、随時入退所検討委員会で協議し、見直しをするものとする。

この規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表① 入所順位の評価基準

1 要介護度

要介護5	40点
要介護4	35点
要介護3	30点
要介護2	20点
要介護1	10点

2 家族等の状況

身寄りがない若しくは家族がいても疎遠であるなど介護する者がいない	40点
家族等はあるが、地理的に離れている若しくは病院等に長期入院中などの状況により事実上の介護が不可能	35点
介護する者はあるが、要介護状態、病気療養中、障害を有するなどの状況にあり、十分な介護が困難	30点
介護する者はあるが、要支援状態、高齢等の状況にあり、十分な介護が困難	25点
介護する者はあるが、複数の介護や育児を行っているなど、十分な介護が困難	20点
介護する者はあるが、就業している為、十分な介護が困難	20点

3 特記事項

①自傷行為、不潔行為、常時の徘徊等、在宅生活が困難と認められる認知症状による問題行動があり居宅において日常生活を営むことが困難な方	10点
②入所待機期間が6ヶ月以上～1年未満	1点
③入所待機期間が1年以上～2年未満	3点
④入所待機期間が2年以上の方	5点
⑤平塚市内在住の方	3点
⑥平塚市内神田地区(田村・横内・大神・吉際)在住の方	5点